

## 「埼玉りそな銀行」に対する特定専門家派遣の決定について

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第32条の11第3項の規定により、株式会社埼玉りそな銀行※に対して特定専門家派遣をする旨の決定を行い、本日、特定専門家派遣契約を締結しましたので、お知らせいたします。

※埼玉りそな銀行の概要は、別記のとおりです。

当機構は、地域金融機関に対し、特定専門家派遣を活用した「取引先事業者に対する事業戦略立案等ソリューション案の策定や事業再生等のコンサルティング機能の強化」を提案しています。

今般、当機構が派遣する特定専門家は、「埼玉りそな銀行が取引先事業者に対して行う事業戦略策定等々のコンサルティング機能の強化」について助言等を行います。

当機構は、特定専門家派遣を通じ、機構に結集されたノウハウを提供することにより、地域における事業再生等支援及び活性化支援の担い手である金融機関等の支援能力の向上に寄与し、自律的かつ持続的に地域の活性化が行なわれるよう、引き続き努めてまいります。

以上

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

株式会社 地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0310

地域活性化支援部：TEL 03-6266-0203

別 記

○埼玉りそな銀行の概要(2015年3月末時点)

本店所在地 : 埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号

資本金 : 700億円

設立 : 2002(平成14)年8月(営業開始日 2003年3月)

代表取締役 : 池田 一 義

預金残高 : 11兆6,019億円

貸出金残高 : 6兆8,685億円